

延岡市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する施設等に対する命名権（ネーミングライツ）を付与することにより、愛称が命名された当該施設等の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな財源の確保を図るためのネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人、法人以外の団体で構成される団体
- (2) 命名権 事業者が市の施設等（以下「施設等」という。）について愛称を命名する権利
- (3) ネーミングライツ事業 市と事業者の契約により、事業者に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「命名権者」という。）から、当該命名権の対価として、金銭（施設等で利用可能な物品の納入又は役務の提供等を含む。以下「命名権料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業。
- (4) 愛称 命名権者が命名した名称

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 市は、市の条例等に定める施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例等に定める施設等の名称を使用することができる。
- 4 ネーミングライツ事業により市が得た対価については、原則として、当該施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てなければならない。

(応募資格)

第4条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当しない事業者とする。

- (1) 法人（法人でない事業者等にあっては、構成員に法人がいる場合の当該法人も含む。）の事業者等にあっては、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- (2) 国及び地方公共団体から指名停止措置等を受けている事業者
- (3) 市税等（国税及び県税を含む。）を滞納している事業者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体

の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (9) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産の申立てがなされているもの
- (10) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- (11) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの(法律に則り運営しているものを除く)
- (12) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定める施術所を開設した法人以外のもので、手技、温熱、電気、光線等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの
- (13) 政治性又は宗教性のあるもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、命名権者として適当でないと市長が認めるもの

(愛称の表記範囲)

第5条 ネーミングライツ事業により、事業者が表記する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- (7) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (8) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (10) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (11) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
- (12) その他施設等に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

2 市長は、特に必要があると認めるときは、愛称に「延岡」、「延岡市」を含める等表記に条件を付すことができる。

(契約期間)

第6条 ネーミングライツ事業の契約期間は、原則として、3年以上5年以下の期間とする。た

だし、指定管理者制度導入（予定）施設や PFI 事業導入（予定）施設（以下「指定管理者制度等導入施設」という。）、そのほか他の施設と一体としてネーミングライツ事業を実施する予定のある施設等については、該当施設ごとに契約期間を考慮し、適切な期間を設定する。

（対象施設等）

第7条 ネーミングライツ事業の選定対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、スポーツ施設、文化施設、公園その他施設等とする。ただし、市役所などの庁舎、学校、病院、市営住宅のほか、次の各号のいずれかに該当するなどにより、市長が命名権の付与の対象としてふさわしくないと判断した施設等は、対象外とする。

- (1) 市民生活に混乱を招くおそれがあるもの
- (2) 公平性や中立性を損なうおそれがあるもの

2 選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市長は、原則として指定管理者の意見を聴取するものとする。

（公募）

第8条 市長は、ネーミングライツ事業を実施する事案ごとに、募集要領を作成し、市ホームページ等への掲載により公募するものとする。ただし、市長が公募によることが適当でないと認める施設等は公募によらないことができる。

2 前項の募集要領には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 対象施設等の名称、所在地及び概要
- (2) 希望契約価格
- (3) 募集方法及び募集期間
- (4) 選定の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

（応募）

第9条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「申込者」という。）は、ネーミングライツパートナー申込書（様式1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない

- (1) ネーミングライツパートナー事業応募資格に係る誓約書兼同意書（様式2）
- (2) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）
- (3) 企業概要を記載した書類（任意様式）
- (4) 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）
- (5) 登記事項証明書
- (6) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- (7) 本市及び県税、国税に関する納税証明書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(審査委員会の設置及び役割)

- 第10条 市長は、申込者のうちから命名権者の候補者を選定するため、ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、民間人材のほか、延岡市職員をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、ネーミングライツ事業に関して専門的知識を有する者等を委員として委嘱することができる。
- 3 委員会には、委員長を置き、商工観光文化部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、新財源確保推進室において処理する。
- 7 委員会においては、審査基準を基に審議し候補者を決定するものとする。
- 8 委員会においては、事業者等からの提案に係る次に掲げる事項について、別に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。
- (1) 愛称案
- (2) 地域貢献等
- (3) 契約価格
- (4) 契約期間
- (5) 附帯的な提案

(応募の決定等)

- 第11条 市長は、審査委員会の結果を尊重し、応募に対する可否及び命名権者を決定するものとする。

(契約の締結)

- 第12条 市長は、命名権者との間で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

(命名権料の納入等)

- 第13条 命名権者は、命名権料を金銭で納める場合は、延岡市財務会計規則（平成12年3月31日規則第19号）に定める納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、命名権者と協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

- 2 命名権者は、命名権料を物品の納入又は役務の提供等で納める場合は、契約後、速やかに、市長と協議し、当該協議により決定した日までに物品の納入又は役務の提供等を行うものとする。

(契約の解除)

- 第14条 命名権者は、命名権者の都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、書面（様式任意）にて市長に申し出なければならない。

（命名権の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 命名権者が、法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき、またはそのおそれがあると認めるとき。
- (4) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、ネーミングライツ事業採用取り消しに関する書面を命名権者に通知するものとする。

3 第1項の規定により命名権の付与を取り消した場合は、第13条の規定により既に納入、提供等された命名権料については、返還しない。

（費用負担）

第16条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ、広報紙等の作成に係る経費を負担し、その他の施設に設置する看板等の制作・設置費用については、命名権者が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長と命名権者の協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

3 契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とする。

（指定管理者との協議）

第17条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用について、市長、指定管理者及び命名権者との間で、必要な事項について、協議するものとする。

（宮崎県屋外広告物条例等の遵守）

第18条 命名権者は、施設等への愛称の表記については、宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）の規定を遵守しなければならない。

（愛称変更の禁止）

第19条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書きの場合においては、変更の可否について命名権者及び指定管理者と協議することとする。

(庶務)

第20条 この要綱の施行に関する庶務は新財源確保推進室において処理する。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。

(様式 1)

ネーミングライツパートナー申込書

年　月　日

延岡市長

所在地

法人名

代表者名

印

延岡市ネーミングライツ事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて
申し込みます。

【申請内容】

| | | | |
|----------------------------|---------------------------------|------------|------|
| 施設名 | | | |
| フリ 愛 称 (英語表記) | | フリガナ 略称 | |
| 命名の理由 (応募動機) | | | |
| 命名権料 | 年額 万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) | | |
| 希望契約期間 | 年 月 日から 年 月 日まで (年 か月) | | |
| 附帶的な提案 | (提供いただけたる附帶的な提案がある場合は記入してください。) | | |
| 本社所在地 (市内事務所) | | | |
| 連 絡 先 | 担当者 氏名 | | |
| | 部署 役職 | | |
| | TEL・FAX | TEL: | FAX: |
| | E-mail | | |

(添付書類)

ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書兼同意書【様式2】

- 暴力団等の排除に関する誓約書【様式3】
- 企業概要（任意様式）
- 登記事項証明書
- 直近1事業年度分の決算報告書
- 本市及び国県税に関する納税証明書
- 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援実績や今後の計画がある場合、その概要のわかるもの（任意様式）
- 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの（任意様式）

(様式2)

年　月　日

ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書兼同意書

延岡市長

所在地

法人名

代表者名

ネーミングライツ事業の応募を行うにあたり、延岡市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する規制業種又は事業者に該当しません。また、提出書類の内容は事実に相違ありません。

(様式3)

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

延岡市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

当方は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、延岡市の求めに応じ、当方の役員の一覧表（延岡市指定のもの）及び履歴事項全部証明書の写しを提出し、当該提出書類から確認できる範囲での個人情報を宮崎県警本部に提供することについて同意します。

記

- 1 当方の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する営業所の代表者、団体である場合にはその代表者又は理事。以下同じ。）は、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」といいます。）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」といいます。）ではありません。また、将来においても同様です。
- 2 当方は、条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）又は暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与していません。また、将来においても同様です。
- 3 当方は、役員等が暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用していません。また、将来においても同様です。
- 4 当方の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。また、将来においても同様です。
- 5 当方の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与いたしません。また、将来においても同様です。
- 6 当方の役員等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。

- 7 当方自ら又は第三者を利用して、延岡市に対し暴力的な行為、脅迫的な言動等を用いて不当な要求行為をし、若しくは偽計又は威力を用いて延岡市の業務を妨害する行為はいたしません。また、将来においても同様です。
- 8 暴力団又は暴力団関係者を、延岡市と締結した契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約（以下「再委託契約」といいます。）の相手方としません。
- 9 再委託契約の相手方が暴力団又は暴力団関係者であることが判明したときは、当該再委託契約を解除するために必要な措置を講じます。
- 10 暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けた場合又は再委託契約の相手方が暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、延岡市への報告を行います。